

先進デジタル技術活用促進プログラム業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「先進デジタル技術活用促進プログラム事業」（以下「本業務」という。）に係る業務委託候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものである。

1 業務内容

- (1)業務名 先進デジタル技術活用促進プログラム業務委託
- (2)業務の仕様等 【資料2】先進技術活用促進プログラム業務委託仕様書
(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3)委託予定期間 契約締結の日から令和8年12月28日まで
- (4)委託の上限額 4,224,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 事務局

秋田県 産業労働部 商工業振興課

住所 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号（秋田県庁第二庁舎3階）

電話 018-860-2245 E-Mail induprom@pref.akita.lg.jp

3 実施スケジュール

- (1)企画提案競技の参加者の公募開始 令和8年4月14日(火)
- (2)実施要領等に関する質問の受付 令和8年4月22日(水)午後5時まで
- (3)上記質問に対する回答の掲示 令和8年4月24日(金)
- (4)参加資格確認申請書の受付 令和8年4月30日(木)午後5時まで
- (5)参加資格確認結果の通知 令和8年5月11日(月)
- (6)参加資格が認められない理由の請求 令和8年5月13日(水)午後5時まで
- (7)企画提案書等の受付 令和8年5月21日(木)午後5時まで
- (8)プレゼンテーション審査(オンライン) 令和8年5月28日(木)午後(予定)
- (9)企画提案審査結果通知 令和8年5月下旬
- (10)契約前協議、契約締結 令和8年6月上旬

4 必要書類

参加に必要な書類に係る様式は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」及び「商工業振興課からのお知らせ」に掲載する。

5 参加資格に関する事項

本業務に係る企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者、若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしている者、若しくは更生手続開始の申立がされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- (3) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者の選定をする日までの間に、県からの受注業務に関して指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

6 手続き等に関する事項

(1) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合は、次のとおり、書類を提出すること。

- ① 提出書類 【様式1】 実施要領等に関する質問票
- ② 提出期限 令和8年4月22日(水)午後5時まで
- ③ 提出方法 2の事務局あてに電子メールで提出すること。（郵送、持参は不可）
- ④ 回答方法 令和8年4月24日(金)までに、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」及び「商工業振興課からのお知らせ」に掲載する。

(2) 参加資格の確認

企画提案競技への参加希望者は、次の書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

- ① 提出書類
 - ア 【様式2】 企画提案競技参加資格確認申請書
 - イ 【様式3】 会社概要及び過去2年間の主な業務実績
(添付書類) a. 定款、規約又はこれに類するもの
b. 直近2期分の決算書

c. 会社案内、パンフレット等の事業概要が分かる資料

②提出期限 令和8年4月30日(木)午後5時まで

③提出方法 2の事務局あてに電子メールで提出すること。(郵送、持参は不可)

④結果通知 令和8年5月11日(月)に電子メールで通知する。

⑤留意事項

ア 提出時にメールの件名を「先進デジタル技術活用促進プログラム事業参加資格確認申請」とすること。

イ 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しない。

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消す。

エ 参加資格の確認後に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、この参加資格を喪失する。

オ 参加資格の確認後に参加を辞退する場合は、速やかに2の事務局に連絡すること。

(3)参加が認められなかった場合の理由の説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、その理由の説明を求めることができる。

② 提出書類 書面(任意様式)

②提出期限 令和8年5月13日(水)午後5時まで

③提出方法 2の事務局あてに電子メールで提出すること。(郵送、持参は不可)

④説明方法 上記書面を受理した時から7日以内に、電子メールでその理由を説明する。

(4)企画提案書の提出

企画提案競技への参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

①提出書類

ア 【様式4】企画提案書

様式はA4版横向きとすること。ページ数は表紙や目次を除き20ページ以内とし、ページ番号を付すこと。また、様式中の項目を網羅した提案書とすること。

イ 経費見積書

委託内容(業務委託仕様書のとおり)の見積書と積算根拠を明らかにした見積内訳を提出すること。

なお、見積額が「1(4)委託額の上限」を上回った場合は審査の対象としない。

ウ 【様式6】企画提案書等提出票

提出書類を確認の上、確認欄等を記載して、提出すること。

エ 「女性の活躍推進」に関する書類（該当する場合のみ）

【資料3】企画提案競技審査要領における別紙2「配点表1（女性の活躍推進）」に該当する場合は、以下の書類を提出すること。

区分	必要書類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
都道府県知事表彰の受賞（女性活躍・両立支援企業表彰、女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）	表彰状の写し（写真可）

オ 「賃金水準の向上」に関する書類（該当する場合のみ）

【資料3】企画提案競技審査要領における別紙2「配点表2（賃金水準の向上）」に該当する場合は、以下の書類を提出すること。

区分		提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	ア給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（直近2年分） ※「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。	イ税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（写し可） ※秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてアに準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。
	役員を除く従業員が対象	ウ税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（写し可）	エ税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（写し可）

		※「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。	※秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてウに準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

②提出期限 令和8年5月21日(木)午後5時まで

③提出方法 2の事務局に電子メールで提出すること。(郵送、持参は不可)

③ 留意事項

ア 提出時にメールの件名を「先進デジタル技術活用促進プログラム事業企画提案書」とすること。

イ 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しない。

ウ 提出期限までに提出しない参加資格者は、辞退したものとみなす。

エ 提出できる企画提案書は、1参加者1案とする。

オ 2の事務局が受理した提出書類は、これを書き換えたり撤回することはできない。

7 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法

(1)委託候補者の選定方法

委託候補者の選定は、【資料3】企画提案競技審査要領に基づき行う。

(2)審査会の開催

ア 原則、提案者によるプレゼンテーションに基づき審査する。

イ 審査会は、Web会議システムを利用して実施する。

ウ 開催日は、令和8年5月28日(木)午後を予定しているが、詳細は別途、通知する。

エ 正当な理由なく審査会を欠席したときは、失格とする。

オ 審査会で最も優れていると認めた者を本業務の委託候補者として選定し、審査の結果は、決定後速やかに各参加者にメールで通知する。ただし、提案された内容が業務の目的を達成するために十分な水準に達していないと審査会で判断した場合には、委託候補者を選定しないことがある。

(3) 苦情申し立て

選定の結果に関して不服がある場合は、上記通知の日から起算して2日（秋田県の休日を含める条例（平成元年秋田県条例第29条）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面（任意様式）により申し立てをすることがきる。

8 契約に関する事項

(1) 契約先

上記7により選定された委託候補者と委託の上限額の範囲内で単独随意契約を締結する。

(2) 企画提案内容と業務

企画提案書等に記載された事項は、本業務の契約時の仕様書の一部として取り扱う。

契約締結に当たっては、審査会における意見を踏まえ、委託候補者と提案内容に沿った協議及び調整を行い、企画提案内容の一部を変更し、業務内容の追加や修正をする場合がある。その場合は、委託契約額を協議により別途決定する。

(3) 企画提案競技及び契約の不成立等

上記7により選定された委託候補者が、正当な理由なく契約を締結しない場合、又は合議に至らない場合は、その選定を取り消す。

(4) 再公募

(3)の場合は、再度、企画提案競技を実施することがある。

(5) 契約保証金

ア 本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号、以下「規則」という。）第177条第1項に基づき、契約額の10分の1以上に相当する額を契約保証金として納付する必要がある。

ただし、規則第178条の規定に該当する場合は、この保証金の納付を免除する。

イ 受託者が納付した契約保証金は、規則第179条の規定により還付する。

9 公正な企画提案競技の確保

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を禁止する。

(2) 企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の企画提案競技参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成すること。

(3) 企画提案競技参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取り止める場合がある。

10 その他

- (1) 企画提案競技参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属するが、提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、企画提案競技参加者が負うものとする。
- (4) 企画提案競技参加者が本件企画提案に要する費用は、参加者が負担する。